

祭日 七月一日

社格 郷社

所在 高宮村字一(北河内郡豊野村大字高宮)

津梓神社

祭神

今按今は熊野神八幡神と云へど祭神未だ詳ならず

祭日 十一月八日

社格 村社

所在 岡山村字御(北河内郡甲可村大字岡山)

高宮大杜祖神社

祭神

祭日 十一月六日

社格 村社

所在 高宮村界字大宮(北河内郡豊野村大字高宮) 宮村社大杜御祖神社

國中神社

祭神

祭日 九月十二日

社格 村社

所在 中野村字大(北河内郡甲可村大字中野)

○茨田郡五座並小

堤根神社

祭神 日子八井耳命

今按古事記に日子八井耳命者茨田連之祖とみえ姓氏録河内皇別に茨田宿禰多胡臣同祖彦八井耳命之後也昔呂母能古仁德天皇御代造茨田堤また書紀卷二十一冬十月掘宮北之郊原引三南水以入西海因以號其水曰淵江又將防北河之湧以築茨田堤是時有兩處之築而乃壞之難寒時天皇夢有神誨之曰武藏人強頸河内人茨田連衫子二人以祭於河伯必獲其寒則免一人而得之因以禱于河神愛強頸泣悲之浸水而死乃其堤成焉唯衫子取全匏兩箇臨于難塞水乃取兩箇匏投於水中謂之曰河神崇之我以吾爲幣是則吾來也必欲得我者沉是匏而不合之泛則吾知眞神ト云々親入水中若不沈匏者自知眞神ト云々何徒亡吾身是飄風忽起引匏轉浪上而不沈則滄々汎以遠流是以衫子難不死而其堤且成也是因衫子之幹其身非亡耳故時人號其兩處曰強頸斷間衫子斷間也とあるが如く衫子の功に仍て茨田堤成りしを其堤鎮護の爲に衫子の祖神を祭りて堤根神と稱へたるにやあらん堺縣注進狀に祭神茨田宿禰祖神日子八井耳命とある由ありて聞ゆれば之に従ふ

意賀美神社

祭神 靈神

祭日 九月九日

社格 村社

所在 伊加賀村界字宮(北河内郡枚方町大字伊加賀同所大字三矢須賀神社に合併の上村社意賀見神社と改稱)

○交野郡二座並小

片野神社

祭神 交野忌寸祖神

今按新撰姓氏錄河内諸蕃に交野忌寸漢人庄員之後也とあるによりて此氏人の祖神と云るなるべし姑附て考に備ふ

祭日 九月九日

社格 郷社

所在 坂村字一(北河内郡枚野村大字坂郷社片禁神社)

今按神社叢書に國入井上光武云坂村一宮は慶長年中秀頼公交野に三社を建立し玉ふ坂村一宮舟橋村二宮穂谷村三宮等也然れば舊社にはあらず星田村も今産土神は住吉社にてこの交野社は小祠ながら民戸六百餘の輩小兒出生の時先此社に詣て後産土神住吉社に參るこれ故實あることなるべし決め片野神社は是也と云りとありされど河内志にも縣の注進にも坂村とあるに従ふ

祭日 九月十五日

社格 村社

所在 野口村字若(北河内郡大和田村大字野口)

津島部神社

祭神 津島女神

神位 文德天皇嘉祥三年十二月癸酉進河内國堤津島女神從五位下

祭日 九月十三日

社格 郷社

所在 金田村字高(北河内郡庭窪村大字金田)

細屋神社

祭神

祭日 十一月四日

社格 村社

所在 秦村字神樂田(北河内郡豊野村大字秦)

高瀬神社

祭神

祭日 十一月一日

社格 村社

所在 世木村界字尺(北河内郡三郷村大字高瀬)